

証券税制 Q & A

教えて！

小谷野先生



所得税編

Q1 平成27年からNISA(少額投資非課税制度)の制度が変わると聞きました。どのように変わるのでしょうか。

A1 平成27年1月1日からNISA制度は以下のように変わります。(1)NISA口座を開設する金融機関等の変更が可能

従来、同一の勘定設定期間(第一回勘定設定期間平成26年1月1日から平成29年12月31日まで、第二回勘定設定期間平成30年1月1日から平成33年12月31日まで、第三回勘定設定期間平成34年1月1日から平成35年12月31日まで)において、NISA口座(非課税口座)を開設する金融機関等を変更することはできな

が可能になります。変更は暦年の1年ごとになり、平成27年中に変更する場合は平成27年1月1日から9月30日までに手続を行う必要があります。具体的には現在NISA口座を開設している金融機関等に「金融商品取引業者変更届出書」を提出し、その金融機関等から「勘定廃止通知書」を交付してもらった後、新たにNISA口座を開設したい金融機

関等がこの「勘定廃止届出書」と「非課税口座開設届出書」を提出します。平成28年以降の変更は前年の10月1日から当年の9月30日の間に手続が可能です。ただし、変更しようとする年に変更前のNISA口座に新たに上場株式等を受け入れられている場合はその年の変更はできず、変更は翌年以降に可能となりますので留意ください。

また、廃止した年に新たに上場株式等を受け入れている場合は廃止した年の再開設はできず、再開設は翌年以降に可能となります。また、廃止したNISA口座から特定口座または一般口座に移管した上場株式等は再開設したNISA口座に移すことはできません。以上の制度変更により、例えば、現在開設している金融機関等以外の金融機関等の商品を購入したい場合にその購入が可能になったり、海外勤務で非居住者になるためいったんNISA口座を廃止した場合でも帰国後に居住者となりNISA口座を再開設することが可能になったりとNISA口座の利便性が向上されます。

小谷野幹雄(こやの・みきお) 公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA 早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。 ホームページアドレス http://www.koyano-cpa.gr.jp/

Q2 上場株式等の配当や譲渡に関して平成27年から変わる税制はありますか。

A2 申告分離課税、配当に関するの総合課税においてそれぞれ以下のように変わります。

(1)申告分離課税 平成25年12月31日をもって上場株式等の配当・譲渡所得等に関する10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率の特例措置が廃止され、平成26年1月1日以降は上場株式等の配当・譲渡所得等について本則通り20%(所得税15%、住民税5%)の税率が適用されます。このうち住民税は平成26年の所得に基づいて算出した税額を平成27年に納付しますので、平成27年

の税率が適用されます。(2)配当に関する総合課税 平成27年分の所得税から新たな税率が加わり、従来4000万円超の部分について40%の税率が適用されていたものが平成27年分から45%の税率が適用されます。